

令和3年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （こどもルームに関わる職員）

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	こどもルーム支援員・こどもルーム補助員・こどもルームサポート指導員
採用予定人数	こどもルームの状況による
職務内容	こどもルーム支援員・こどもルーム補助員：小学生の保育全般（安全管理・おやつ提供），事務など こどもルームサポート指導員：こどもルーム支援員及びこどもルーム補助員の補助
勤務地	柏市立こどもルーム43施設（別紙参照）

2 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：こどもルーム支援員：1，320円
（初任給）こどもルーム補助員：1，040円
こどもルームサポート指導員：960円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

※昇給有り

- (2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.275月分（令和3年4月に新規採用された場合の6月分は，0.3825月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

※報酬単価・期末手当の支給割合は，人事院勧告がなされた場合，任期中であっても変更の可能性あり

- (3) 勤務時間

ア 勤務時間

(ア) こどもルーム支援員：1日当たり6時間 週6日又は週5日

(イ) こどもルーム補助員：1日当たり5時間30分 週5日又は週3日程度

(ウ) こどもルームサポート指導員：1日当たり5時間30分 週3日程度

※以下，(ア)～(ウ)の共通の条件とする。

・月～金曜日は午前8時から午後7時まで（土曜日は午後6時30分まで）

・短縮日課は同上

・柏市立小学校及び中学校管理規則第19条の2第1号から第4号に定める休業日は午前7時から午後7時まで（土曜日は午後6時30分まで）

・休憩時間無し

イ 勤務日 辞令・勤務条件通知書に記載の範囲内でシフトによる勤務とする

ウ 休日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、勤務日数に応じ付与）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(5) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

こどもルーム支援員・こどもルーム補助員（週5日） 有

こどもルーム補助員（週3日程度）・こどもルームサポート指導員 無

イ 雇用保険の適用

こどもルーム支援員・こどもルーム補助員（週5日） 有

こどもルーム補助員（週3日程度）・こどもルームサポート指導員 無

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) こどもルーム支援員は、放課後児童支援員認定資格研修を修了していること。
- (2) こどもルーム補助員及びこどもルームサポート指導員は資格は問わない。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めのないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	随時		詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市役所 学童保育課		
試験種目・試験内容	書類審査	採用選考受験申込書等に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。	
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。	
	筆記試験	事務仕事で求められる能力について、一般常識に関する問題から審査する。（こどもルームサポート指導員は除く。）	

6 申込（応募）方法

(1) 提出書類

ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

イ 放課後児童支援員認定資格研修の修了証の写し（こどもルーム支援員のみ）

(2) 申込受付期間

令和3年2月1日（月）から随時

（郵送可）

(3) 申込先

柏市こども部学童保育課（〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
選考後15日以内に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職
合格者は、通知の後、就労の意思確認後に採用する。（採用日は令和3年4月1日以後とする。）
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。
- (4) 柏市議会の議決の特例
会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。
- (5) 合格者の決定方法の特例
合格者の決定に当たっては、令和2年度に採用している職員にあっては、採用期間の業務内容を評価する人事評価の結果を活用し、新規で募集する職員にあっては、当該人事評価と同等の選考基準を基に実施する面接等の方法による選考結果を活用し、それらの結果の上位の者から採用する者を決定するものである。